

償却資産の申告制度

土地・建物とは違い、償却資産には登記制度が無いので、毎年1月1日時点で所有している土地・建物以外の事業の用に供することができる資産を1月31日(申告期限)までに申告していただく制度です。

主な申告対象資産

各業種共通

受変電設備、舗装路面、融雪設備、植栽、門・塀、フェンス、屋外照明、看板、エアコン、パソコン、簡易間仕切など

建設業

建築用重機(パワーショベルなど)、発電機、工具など



小売業

商品陳列ケース、冷蔵庫、冷凍庫、POSレジなど



飲食業

厨房設備、接客用家具、備品など

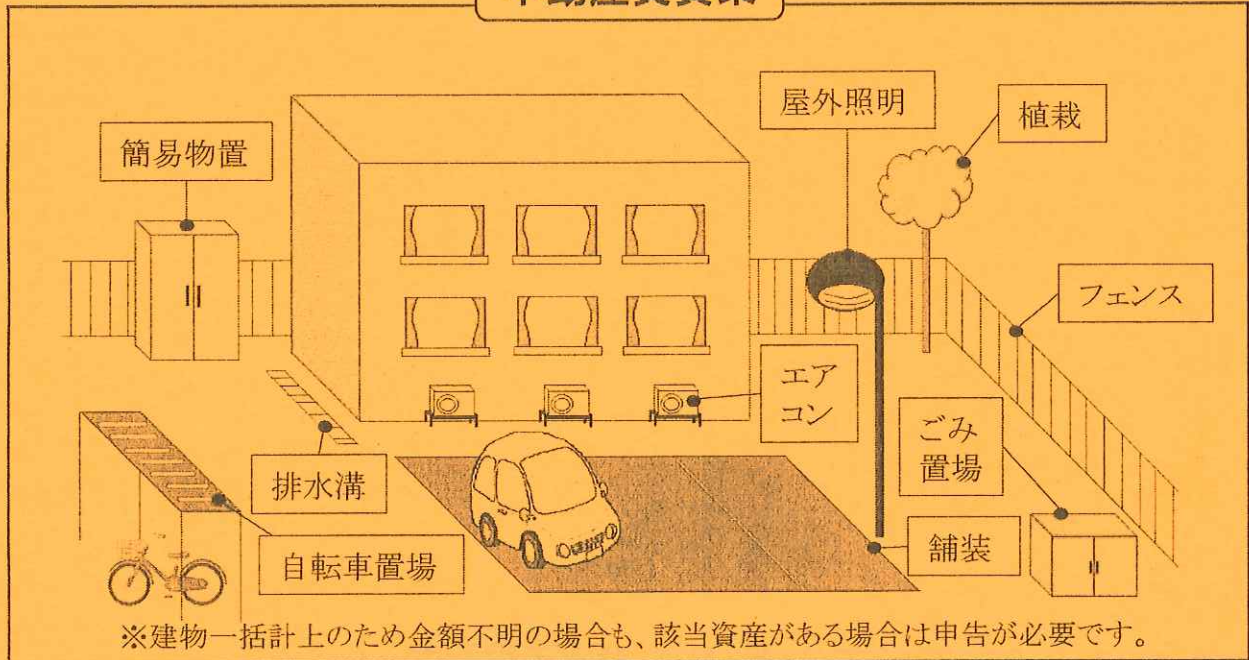


工場

機械のための動力配線、機械装置、金型など



不動産賃貸業



○次のような資産も申告対象です。

- ・建物を借りて事業をされている方が施した外装、内装、電気、ガス、給排水、空調など(特定附帯設備といいます)
- ・すでに耐用年数が経過しているが事業の用に供することができる資産



申告期限(1月31日)を過ぎても、申告書の提出は随時受け付けております。

償却資産(固定資産税)

—土地・建物以外の事業用資産—

の申告はお済みですか？

〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号
金沢市総務局資産税課償却資産担当

TEL (076) 220-2158 (直通)

FAX (076) 220-2182

金沢市役所ホームページ

償却資産の申告について 金沢市



裏面もご覧ください ➡